

ミニテスト

～講習開催要領について～

🚒 応急手当普及員が開催可能な講習について（ ）内に記入してください。

応急手当普及員が開催可能な講習は、7種類ある。

- 1 ()
- 2 ()
- 3 ()
- 4 ()
- 5 ()
- 6 ()
- 7 ()

🚒 講習の流れについて（ ）内に記入してください。

- 1 講習開催の計画を立てる。
- 2 講習用資器材等の借用がある場合は、（ ）もしくは消防局救急課へ連絡し、講習用資器材等の予約をする。
- 3 書類作成 { ()
レッシンプラン（普通救命講習又は分割講習のみ必要）
- 4 消防署（所）へ、作成した書類を提出し、講習用資器材等の借用がある場合は資器材を借用する。
- 5 講習を開催。
- 6 書類作成 { ()
名簿（普通救命講習のみ必要）作成
- 7 講習用資器材等を借用した消防署（所）に、資器材返却し、作成した書類を提出後、修了証を受領。

🚒 応急手当普及員が行う講習について（ ）内に記入してください。

- 1 指導員1名に対して、受講者は概ね（ ）名以内。
- 2 訓練資器材一式に対して、受講者は概ね（ ）名以内。
- 3 適切な（ ）の広さは確保できているか。
- 4 適切な講習（ ）内容であるか。

📄 講習開催について () 内に記入してください。

分割講習の最短時間は、() 時間とする。分割講習は概ね1カ月以内で行う。分割講習を予定しているときは、必ず() を添付する。申請前の遡及は認められない。

【制約事項】

() の受講者を() しての講習開催は実施できない。また、() 料で実施することはできない。

📄 訓練用資器材の貸出について () 内に記入してください。

借用場所は、原則、講習を開催する場所を() する消防署である。特別な事情がある際は、() へ相談する。訓練用資器材は、応急手当普及員1名に対し、() セットまで借用可能である。借用期間は講習実施日を含む() 以内。

📄 ブラッシュアップフォローアップ研修制度について () 内に記入してください。

消防機関が主催する() (一般公募) に() が参加する制度(希望申込み制)。

ねらい：() ・見学などにより救命講習へ参加して貰い、() の()、() の再確認、() に() を解消し、自信を持って、普及活動を実施して貰う() 体制の確立。

さいたま市の指導体制3本柱

}	・ 応急手当指導員	}	・ 消防職員
	・ ()		・ 消防団員

応急手当普及員の不安材料 ・ ・ ・ どのように講習を進めていくのか
どのように() をするのか
() 書や() で解決できない疑義



消防局が主催する応急手当講習に参加



不安材料の解消 ・ ・ ・ 講習の進め方⇒() の習得
実技指導⇒()、() の習得
疑義の解決・解消